

流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「流動性リスク」とは、市況の低迷等に伴う証券会社の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。

検査官は、資金繰りリスクの管理態勢の検査を行う場合には、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	
	(3) 資金繰りリスク管理の方針の確立及び管理体制の整備	(3) 取締役会は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。	
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達の状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。 また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	
2. 管理者等の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規程の整備	(1) 管理者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 また、コンティンジェンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。	(注)「管理者」とは、「資金繰りリスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む)又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行するとともに、リスク管理について責任を負っているか。	
. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。	
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社の資金繰りの悪化が当該証券会社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 資金繰り リスク管理	(1) 資金繰り管理の適切性等	<p>(1) 資金繰り管理部門は、営業部店等の報告等を基に、資金使用予定額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。</p> <p>資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしていることが望ましい。</p> <p>(イ) 決済期日・金額の集中管理 (ロ) ポジションの管理 (ハ) 担保繰りの管理 (ニ) キャッシュの管理（ATM等を含む） (ホ) 各国通貨毎の資金繰りの管理 等</p> <p>また、月次、四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成していることが望ましい。</p> <p>資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等に情報を提供するとともに、資金繰り管理において牽制機能を果たしているか。</p> <p>なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、随時直接情報を入手できる権限、システム等を装備していることが望ましい。</p> <p>資金繰り管理部門は、定期的又は状況に応じ随時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。</p>	(注)「営業部店等」には、海外支店を含む。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した業務運営等	(2) 営業部店等は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、資金繰りリスクを考慮した業務運営を行っているか。	
	(3) 支払準備資産及び資金調達手段の確保等	<p>(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、決済等に対する支払準備資産を確保しているか。</p> <p>また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。</p>	